

## 那珂市協働のまちづくり推進連絡会議設置要綱

### (設置)

第1条 市民と行政との協働のまちづくりを推進するにあたり、庁内における調査研究及び連絡調整を行うため、那珂市協働のまちづくり推進連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 市民と行政との協働のまちづくりを推進するための調査研究に関すること。
- (2) その他市民と行政との協働のまちづくりの推進に関すること。

### (組織)

第3条 会議は、次の職にある者をもって組織する。

企画課長、総務課長、財政課長、市民活動課長、環境課長、生活安全課長、福祉課長、こども課長、健康推進課長、農政課長、商工観光課長、道路河川整備課長、都市計画課長、市街地整備課長、生涯学習課長、消防本部総務課長

### (会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議の開催)

第5条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、市民生活部市民活動課において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。